

株主各位

東京都江東区猿江二丁目16番31号
大和自動車交通株式会社
代表取締役社長 前島 忻治

第113期定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113期定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本継続会は2020年6月26日開催の第113期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は第113期定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 3階 「龍田」
（末尾の「株主総会継続会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第113期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第113期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第113期定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎今後の状況により本継続会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト	https://www.daiwaj.com/
----------	---

[本継続会における新型コロナウイルス感染防止への対応のお願い]

- 本継続会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、日ごろの健康状態にご留意いただいた上でご出席ください。特に高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠されている株主様におかれましては、くれぐれも無理をなさらず、ご出席の見合わせもご検討ください。
 - 当日、役員及び事務局スタッフはマスクを着用させていただきます。
 - ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用にご協力をお願いいたします。
- 以上、時節柄、株主の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

- ◎本継続会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

第113期定時株主総会継続会の開催について

当社は、2020年6月26日開催の第113期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項である「第113期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第113期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件」に関して所定の手続きを経たのち、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、2020年5月1日に適時開示いたしました「2020年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、この度の新型コロナウイルス対策における緊急事態宣言発令による感染拡大防止に向けた在宅勤務の実施などで決算全般にかかるプロセスに遅れが生じ、決算数値確定に時間を要したため、決算発表を2020年6月10日に延期することといたしました。

これにより、本総会では目的事項のうち報告事項の報告を行うことができない見通しとなったため、会社法第317条に基づき本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催することに関して株主の皆様にお諮りし、報告事項の報告を目的とした本継続会を開催する方針といたしました。本総会において、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うことをご承認いただきましたので、当社は本継続会を開催させていただくことといたしました。

なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一になります。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策、金融政策等により企業収益、雇用環境が緩やかな回復基調で推移しましたが、米中を中心とした通商問題の影響による海外経済の減速に加え、消費増税の影響等による消費者マインドの落ち込み、そして第4四半期に入ると新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による個人消費や外需の減少、東京オリンピック・パラリンピックの延期、政府による外出自粛要請等、景気は急速に悪化しており極めて厳しい状況にあります。

このような情勢の中、当社グループといたしましては、将来のモビリティのサービス化（MaaS）や自動運転分野の更なる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応して行くため、2019年度を初年度とする中期3ヶ年経営計画「中期経営計画2021」に取り組んでおります。

当連結会計年度の売上高は、主要事業である旅客運送において、第4四半期における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛の影響等により利用客が大幅に減少したこと、及び恒常的な乗務員不足の影響で車両の稼働率が低下したことにより、前期比5.3%減の16,026百万円となりました。経費面においては、燃費効率の良い高性能車両の導入効果により燃料油脂費や資材費が減少したものの、営業利益は前期比83.2%減の63百万円、経常利益は前期比75.8%減の87百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、2019年4月に連結子会社である大和物産株式会社が所有するLPGスタンドを予定通りに引渡しを完了し、固定資産売却益1,162百万円を特別利益に計上した結果、前期比159.7%増の635百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの業績をより適切に評価するため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法の変更を行っております。以下の前期比較については、変更後の算定方法に基づき算定した前連結会計年度の数値を用いて比較しております。

① 旅客自動車運送部門

タクシー部門では、第3四半期まで増加傾向にあった稼働台当りの売上高については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により低下し、前期比で1.4%減少した上に、乗務員不足の影響による車両の稼働率が3.0%低下したことから、全タクシー子会社6社の売上高は前期比7.5%減の8,987百万円となりました。乗務員不足の課題解決の施策としては、引き続き新卒乗務員や女性乗務員の積極採用に取り組んでおります。営業面では、配車アプリによる事前確定運賃サービスを開始いたしました。このサービスは、乗車前に目的地までの運賃が確定するため、お客様の利便性が更に向上し、配車件数の増加に寄与しております。また、需要予測システムを全車両に搭載し運用開始いたしました。このシステムは乗客の多い場所を乗務員に知らせるため新人乗務員等の営業能力向上に繋がっております。また、後部座席タブレット端末やIPタブレット端末の導入並びに各種電子マネー会社との契約を推し進め、様々な電子マネー決済手段に対応できるサービスの提供範囲を更に拡大いたしました。新たな事業展開としては、訪日外国人のお客様対応を目的とした多言語音声翻訳システム実証実験や、上海大衆グループとの提携による観光タクシーや空港送迎タクシーサービスを開始しております。引き続き、交通事業者としてモビリティのサービス化(MaaS)や自動運転分野の実証実験へ積極的に参画し、異業種との連携や地方自治体との意見交換を深めることで、新たな移動サービスの提供の実現に努めてまいります。輸送の安全確保面では、継続して乗務員教育を徹底したことや先進安全機能が搭載されたトヨタJPN-TAXI車両の導入を推進したことにより、追突事故等の有責事故件数が減少いたしました。加えて車両のドア形状がスライドドアであるため、お客様の乗降時の自転車等との接触事故件数も減少いたしました。

ハイヤー部門では、福祉輸送得意先の送迎車両台数が増加したことから、売上高は前期比2.4%増の2,710百万円となりました。経費面では、新規入社乗務員募集費や採用乗務員研修費、同業他社との価格競争に対処するための営業費用が増加いたしました。既存得意先に対して新たな料金体系を提案することにより、利益率の改善・向上に努めてまいりました。営業面では、新規得意先の開拓に加えて、過去の売上高資料分析から休眠得意先を掘り起こし、積極的に再訪問をすることで顧客基盤の充実・拡大に努めた結果、新規顧客や官公庁案件を獲得することができました。福祉輸送部門においては、サービスの向上と輸送の効率化等を図るため、児童送迎の配車予約や保護者へ車両到着の通知を送信できる福祉児童送迎配車アプリ「together」を構築・導入し、港区地区の対応車両全車運用を開始いたしました。また、乗務員不足の課題解決のため、乗務員未経験者に対する教育体制を構築するとともに、給与補償期間を延長することにいたしました。

タクシー部門とハイヤー部門等の旅客自動車運送事業売上高は前期比5.2%減の11,945百万円となり、第4四半期に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大による個人消費や外需の減少により営業損失は81百万円(前期は107百万円の営業利益)となりました。旅客自動車運送部門の最重要課題である乗務員確保、高齢化社会の到来に伴い多様化する生活サポート・福祉関連ニーズの高まりに応えるため、大和グループの総力を挙げ、「安心・安全、おもてなし」の更なる向上に努めてまいります。

② 不動産部門

不動産事業では、引き続きテナントの要望に沿った施設の改善と当社基準の品質管理の徹底に努め、事業収益体制の増強に取り組んでおります。大手仲介不動産会社や各物件所在地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を行うことにより、オフィスビル、マンション系ともに高い稼働率を維持しております。その結果、賃貸収入売上は堅調に推移したものの、販売用不動産売上が減少したため、不動産事業売上高は前期比0.5%減の931百万円となりました。営業利益につきましては、前期比5.6%増の577百万円となりました。

③ 販売部門

自動車燃料販売部門では、2019年3月に東京都墨田区のLPGスタンドを閉鎖しております。売上高の減少を最小限に抑えるため、他社スタンドの利用動向調査をもとに既存スタンドにおける販売促進キャンペーンを実施するとともに、より一層のきめ細かいサービスを提供する等、顧客営業を強化しております。依然として原油価格が不安定に推移し、仕入原価が上昇しておりますが、営業利益の確保に向けて更なる業務の効率化に努めてまいります。金属製品製造販売部門では、安定的な収益基盤を確立するため、高利益率の見込める特注品等の受注生産を積極的に展開しております。共同出資企業のベトナム工場の生産高は堅調に推移しておりますが、住宅の建設面積の縮小から主力商品である標準階段の生産高が減少しました。その結果、販売事業売上高は前期比7.1%減の3,150百万円、営業利益は前期比43.3%減の46百万円となりました。

(注) 売上高に消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における主要な設備投資といたしましては、東京都大田区の土地・建物を取得いたしました。なお、設備資金は自己資金及び借入金で調達いたしました。

(3) 対処すべき課題

当社の中核事業である旅客運送事業を取り巻く環境は、モビリティのサービス化（MaaS）や自動運転分野の発展を背景に目まぐるしく変化しており、また、ドライバーの不足感も強まってきております。このような状況のもと、引き続き経営基盤の強化や人材の確保に努めるとともに、新たなビジネスチャンスに積極的に対応し、中長期的な成長のための基盤を確立するべく、2019年度を初年度とする中期3ヶ年経営計画「中期経営計画2021」を策定いたしました。その初年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて厳しいスタートとなりましたが、計画の達成に向けて、グループの総力を挙げて「安心・安全・おもてなし」と企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況

連結

区 分	第110期 [2016.4~2017.3]	第111期 [2017.4~2018.3]	第112期 [2018.4~2019.3]	第113期 [2019.4~2020.3]
	千円	千円	千円	千円
売上高	16,453,435	16,729,215	16,928,694	16,026,943
経常利益	566,169	506,129	360,830	87,456
親会社株主に帰属する 当期純利益	361,561	622,550	244,595	635,148
1株当たり当期純利益	83円78銭	150円70銭	59円21銭	152円52銭
総資産	21,883,500	22,147,062	21,946,262	23,035,063
純資産	7,455,713	8,082,415	8,262,060	8,858,890

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。
2. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式2株を1株とする株式併合を実施したため、第110期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

個別

区 分	第110期 [2016.4~2017.3]	第111期 [2017.4~2018.3]	第112期 [2018.4~2019.3]	第113期 [2019.4~2020.3]
	千円	千円	千円	千円
売上高及び営業収益	2,329,907	2,357,037	2,309,560	2,288,672
経常利益	252,166	254,263	177,563	140,653
当期純利益	207,948	461,482	153,311	172,136
1株当たり当期純利益	48円18銭	111円71銭	37円11銭	41円34銭
総資産	17,822,354	17,712,635	17,148,334	17,300,678
純資産	7,050,344	7,506,743	7,608,948	7,743,396

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。
2. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式2株を1株とする株式併合を実施したため、第110期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
	千円	%	
大和物産株式会社	30,000	100.0	自動車用燃料等販売業
大和自動車株式会社	54,100	100.0	タクシー業
大和工機株式会社	45,000	100.0	金属製品製造業
大和自動車王子株式会社	10,000	100.0	タクシー業
株式会社スリーディ	30,000	100.0	不動産業
大和交通保谷株式会社	10,000	100.0	タクシー業
大和自動車交通羽田株式会社	10,000	100.0	タクシー業
大和自動車交通江東株式会社	10,000	100.0	タクシー業
大和自動車交通立川株式会社	10,000	100.0	タクシー業
大和自動車交通ハイヤー株式会社	10,000	100.0	ハイヤー業
日本自動車メーター株式会社	20,000	87.9	自動車用品販売・修理

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社の事業は旅客の輸送を主たる目的とする一般乗用旅客自動車運送事業、不動産の売買、賃貸及び仲介、管理業並びにこれらに附帯する諸事業であります。

(7) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

(a) 当社
賃貸ビル

ビル名	所在地	ビル名	所在地
テラス銀座座	東京都中央区	テラス猿江	東京都江東区
テラス日本橋	東京都中央区	テラス亀戸	東京都江東区
大和銀座一ビル	東京都中央区	メゾン大島リバーサイド	東京都江東区
十一屋ビル	東京都中央区	メゾン大島イースト	東京都江東区
木村ビル	東京都中央区	名古屋路木場ビル	東京都江東区
藤和東神田ビル	東京都千代田区	テラス弥生町	東京都板橋区
アルテビル東神田Ⅱ	東京都千代田区	テラス府中	東京都府中市
ヒルサイドスクウェア	東京都豊島区	テラス浦安	千葉県浦安市
大和王子ビル	東京都北区	千住ビル	東京都足立区

(b) 子会社

事業の種類別 セグメントの名称	子会社名	所在地
旅客自動車運送事業	大和自動車株式会社	東京都江東区
	大和自動車王子株式会社	東京都北区
	大和交通保谷株式会社	東京都西東京市
	大和自動車交通羽田株式会社	東京都大田区
	大和自動車交通江東株式会社	東京都江東区
	大和自動車交通立川株式会社	東京都立川市
	大和自動車交通ハイヤー株式会社	東京都中央区
不動産事業	株式会社スリーディ	東京都中央区
販売事業	大和物産株式会社	東京都江東区
	大和工機株式会社	山梨県笛吹市
	日本自動車メーカー株式会社	東京都江東区

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
旅客自動車運送事業	1,835名	△68名
不動産事業	36名	-名
販売事業	113名	-名
全社 (共通)	133名	26名
合計	2,117名	△42名

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
122名	△5名	50.2歳	15.9年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,565百万円
株式会社みずほ銀行	1,439百万円
株式会社三菱UFJ銀行	757百万円
株式会社商工組合中央金庫	413百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,250,000株 |
| ③ 株主数 | 1,010名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新 倉 文 明	422千株	9.80%
東 都 自 動 車 株 式 会 社	379千株	8.80%
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	375千株	8.69%
吉 田 満	316千株	7.33%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	275千株	6.38%
安 田 一	150千株	3.48%
新 倉 眞 由 美	140千株	3.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)	135千株	3.14%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	130千株	3.01%
株 式 会 社 白 亜	128千株	2.97%

(注) 持株比率は自己株式 (937千株) を控除して計算しております。なお、役員報酬B I P信託が保有する当社株式 (135千株) は、自己株式に含めず計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 島 忻 治	最高業務執行責任者 株式会社スリーデイ 代表取締役社長 大和工機株式会社 代表取締役社長
専 務 取 締 役	大 塚 一 基	専務執行役員営業本部長 営業企画、ハイヤー事業、タクシー事業、安全管理担当 大和物産株式会社 代表取締役社長 日本自動車メーター株式会社 代表取締役社長
専 務 取 締 役	齋 藤 康 典	専務執行役員管理本部長 総務・労務、予算管理、経理・財務担当 大和交通保谷株式会社 代表取締役社長
取 締 役	加 藤 雄 二 郎	執行役員経理部長 経理・財務担当
取 締 役	新 倉 眞 由 美	
取 締 役	田 中 明 夫	日本物産株式会社 代表取締役社長 東洋埠頭株式会社 社外取締役
取 締 役	横 山 輝 紀	太陽生命保険株式会社 参与 公益財団法人太陽生命厚生財団 理事長 株式会社陽栄ホールディング 社外取締役
常 勤 監 査 役	大 野 保 明	
監 査 役	鐵 義 正	住友林業株式会社 社外監査役
監 査 役	若 槻 治 彦	

- (注) 1. 取締役 石塚重勝氏、小山哲男氏、大泉光一氏は、2019年6月27日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 取締役 田中明夫氏は、2019年6月27日開催の第112期定時株主総会において選任され、就任いたしました。
3. 取締役 田中明夫及び横山輝紀の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 鐵義正及び若槻治彦の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役 鐵義正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 取締役 田中明夫及び横山輝紀の両氏、監査役 鐵義正及び若槻治彦の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 新倉眞由美氏、田中明夫氏、横山輝紀氏及び監査役 鐵義正氏、若槻治彦氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	金銭による報酬			金銭でない報酬等	報酬等の総額
		固定報酬	賞与	合計	株式報酬	
					百万円	
取 締 役	10名	61	12	73	14	87
うち 社 外 取 締 役	3名	4	-	4	-	4
監 査 役	3名	12	-	12	-	12
うち 社 外 監 査 役	2名	5	-	5	-	5
合 計	13名	74	12	86	14	100
うち 社 外 役 員	5名	10	-	10	-	10

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額21.6百万円以内と決議いただいております。
 4. 取締役の業績連動型株式報酬（役員報酬B I P信託）は、2016年6月29日開催の第109期定時株主総会において導入の決議をいただいております。
 5. 上記の賞与には当事業年度において未払計上した賞与が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

取締役 田中 明夫

ア、重要な兼職先と当社との関係

日本物産株式会社 代表取締役社長

東洋埠頭株式会社 社外取締役

日本物産株式会社と当社は、特別の関係はありません。

東洋埠頭株式会社と当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

社外取締役就任後に開催された取締役会は10回中10回出席、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

取締役 横山 輝紀

ア、重要な兼職先と当社との関係

太陽生命保険株式会社 参与

公益財団法人太陽生命厚生財団 理事長

株式会社陽栄ホールディング 社外取締役

太陽生命保険株式会社は、当社株式375千株（持株比率8.69%）を保有する大株主です。また、同社と当社は、保険等の取引関係があります。

公益財団法人太陽生命厚生財団と当社は、特別の関係はありません。

株式会社陽栄ホールディングと当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中13回出席、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

監査役 鐵 義正

ア、重要な兼職先と当社との関係

住友林業株式会社 社外監査役

住友林業株式会社と当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中13回出席、監査役会は7回中7回出席、公認会計士の資格を持ち、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

監査役 若槻 治彦

ア、重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中13回出席、監査役会は7回中7回出席、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業行動憲章並びに企業行動基準を制定し、役職員の業務の遂行に係る法令遵守体制を整備するとともに、企業倫理の確立を図る。
 - (2) 法令遵守基本規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、周知徹底に努め、役職員における法令・定款等の違反行為に対しては、規程に基づき厳正に処分する。
 - (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として、社外の弁護士による内部通報窓口を設置し、実効性のある内部通報体制を整備する。
 - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
 - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての役職員は毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に努める。
 - (6) 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない独立社外取締役を選任する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書管理規程に基づき議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係わる情報を適切に作成、保存し、管理する。
 - (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて規定された期間とする。
 - (3) 取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。
 - (2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化する。
 - (2) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等を制定し、業務を効率的に遂行する。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制」の記載事項について、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用する。
 - (2) グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図る。
 - (3) 当社内部監査については、当社グループ各社に対して定期的を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役を補助すべき使用人は、監査役からの指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - (2) 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設ける。
 - (2) 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。
 - (3) 監査役を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。
- ⑨ 取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- 取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。

- ⑩ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- (1) 子会社の取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告する。
 - (2) 当社の子会社担当部署は、子会社の取締役及び使用人から著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役及び監査役会にその内容を報告する。
- ⑪ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役は、報告をした者の人事異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。
- ⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- ⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
 - (2) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

(1) 取締役の職務執行

当社は、当事業年度において取締役会を13回開催し、経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。

(2) 監査役の職務執行

監査役は、当該事業年度において監査役会を7回開催するとともに、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っております。

(3) 内部監査の実施

計画に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）の一つとして、下記の通り、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

なお、当社は本プランの継続につき、2020年6月26日開催予定の第113期定時株主総会に付議することといたしました。

「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、経営の基本方針としては、大和の「和」の精神に基づき、顧客満足（CS）を第一とし、事業の効率化と原価意識を徹底することにより、経営基盤を確立し全従業員の物心両面の幸福を実現するとともに、社会発展に貢献する、としております。

旅客自動車運送事業におきましては、将来のモビリティのサービス化（MaaS）や自動運転分野の更なる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応して行くため、2019年度を初年度とする中期3ヶ年経営計画「中期経営計画2021」に取り組んでおります。ハイヤー部門は、新規得意先の開拓に加え、過去の売上高資料分析から休眠得意先を掘り起こし、積極的に再訪問をすることで顧客基盤の充実・拡大に努めております。福祉輸送部門は、サービスの向上と輸送の効率化等を図るため、児童送迎の配車予約や保護者への車両到着通知を送信できる福祉児童送迎配車アプリ「together」を構築し、港区内の児童送迎車両で運用を開始しております。タクシー部門は、2019年10月に配車アプリによる事前確定運賃サービスを開始しました。お客様がご乗車される前に目的地までの運賃を確認することで、降車時に利用料金が確定する現在のタクシーメーター料金制度に対する不安や日本のタクシーについて不案内な訪日外国人の方の不安解消につながり、配車件数の増加に寄与しております。2019年11月からは実車率向上に有効な需要予測システムを全車両に搭載し、運用を開始しました。タクシー利用者の見込める地域を案内することでタクシー経験の浅い乗務員に対しても効率的な運転走行が可能となります。更に新たな事業展開として、東京オリンピック・パラリンピック開催により来日する様々な国のお客様をおもてなしするため、多言語音声翻訳システムの実証実験を11月より開始しました。また、海外事業者との業務提携として、2018年12月からの台湾大車隊との相互配車アプリサービスに続き、2019年12月から上海大衆グループとの提携により、観光タクシーや空港送迎タクシーサービスを開始しました。引き続き、交通事業者としてモビリティのサービス化（MaaS）や自動運転分野の実証実験へ積極的に参画し、異業種との連携を深める中で、新たな移動サービスの提供の実現に努めてまいります。

不動産事業は、テナントの要望に沿った施設の改善と当社基準の品質管理の徹底に努め、事業収益体制の増強に取り組んでおります。大手仲介不動産会社や各物件所在地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を行うことにより、オフィスビル、マンション系ともに高い稼働率を維持しております。

販売事業におきましては、社内経費の節減に努めるとともに、自動車燃料販売部門は、他社スタンドの利用動向調査をもとに販売促進キャンペーンを実施し、より一層のきめ細かいサービスの提供を推進する等、顧客営業を強化しております。金属製品製造販売部門は、高利益率の見込める特注品等の受注生産を積極的に展開し、安定的な収益基盤の確立に努めてまいります。

以上の諸施策を実施するとともに、環境に配慮した「グリーン経営」を継続し、「環境にやさしい企業」を目指して更なる安定した景気変動に影響されない経営管理体制を確立していくことで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上を図ってまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を社外取締役2名を含む取締役7名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、毎週一度開催される部長会において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

3. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

当社取締役会は、本プランの概要と目的について、合理的かつ妥当な内容であって、基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

なお、本プランは当社ウェブサイト（アドレス<https://www.daiwaj.com/>）に掲載しております。

以上

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

≪資産の部≫		≪負債の部≫	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,469,013	流動負債	4,489,335
現金及び預金	1,545,552	支払手形及び買掛金	358,810
受取手形及び売掛金	1,116,792	1年内償還予定の社債	1,030,220
商品及び製品	73,240	短期借入金	240,000
仕掛品	26,166	1年内返済予定の長期借入金	764,329
原材料及び貯蔵品	71,381	リース債務	509,862
前払金	79,717	未払金	12,080
前払費用	305,700	未払費用	676,558
その他	271,230	未払法人税等	194,695
貸倒引当金	△20,768	未払消費税等	231,793
固定資産	19,566,050	前受金	74,838
有形固定資産	17,928,460	賞与引当金	118,503
建物及び構築物	5,519,986	その他の	277,642
機械器具及び什器備品	177,251	固定負債	9,686,837
車両運搬具	14,619	社債	674,560
土地	10,722,086	長期借入金	4,601,014
リース資産	1,492,537	リース債務	1,297,871
建設仮勘定	1,977	長期預り金	465,865
無形固定資産	69,989	繰延税金負債	1,461,572
通信施設利用権	515	退職給付に係る負債	810,616
ソフトウェア	49,669	資産除去債務	241,937
リース資産	4,343	株式報酬引当金	53,412
その他	15,460	その他の	79,987
投資その他の資産	1,567,601	負債合計	14,176,172
投資有価証券	612,774	≪純資産の部≫	
長期貸付金	109,168	株主資本	8,794,357
長期前払費用	203,557	資本金	525,000
繰延税金資産	145,657	資本剰余金	10,732
その他の	603,858	利益剰余金	9,404,456
貸倒引当金	△107,413	自己株式	△1,145,831
		その他の包括利益累計額	20,679
		その他有価証券評価差額金	57,583
		繰延ヘッジ損益	△28,173
		退職給付に係る調整累計額	△8,730
		非支配株主持分	43,854
		純資産合計	8,858,890
[資産合計]	23,035,063	[負債・純資産合計]	23,035,063

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,026,943
売上原価		14,635,497
売上総利益		1,391,446
販売費及び一般管理費		1,327,863
営業利益		63,582
営業外収益		
受取利息	1,219	
受取配当金	19,319	
保険配当金	37,999	
受取家賃	30,677	
債務勘定整理益	20,382	
その他	53,901	163,499
営業外費用		
支払利息	103,261	
シンジケートローン手数料	23,000	
その他	13,364	139,625
経常利益		87,456
特別利益		
固定資産売却益	1,162,701	
投資有価証券売却益	17,776	1,180,477
特別損失		
固定資産除却損	29,833	
減損	72,024	
その他	1,691	103,548
税金等調整前当期純利益		1,164,385
法人税、住民税及び事業税	215,394	
法人税等調整額	314,666	530,060
当期純利益		634,324
非支配株主に帰属する当期純損失		824
親会社株主に帰属する当期純利益		635,148

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	525,000	10,356	8,826,478	△1,200,696	8,161,138
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△51,476	-	△51,476
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	635,148	-	635,148
自己株式の取得	-	-	-	△40,894	△40,894
自己株式の処分	-	-	△5,694	95,759	90,065
連結子会社株式の取得による持分の増減	-	376	-	-	376
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	376	577,978	54,864	633,219
当 期 末 残 高	525,000	10,732	9,404,456	△1,145,831	8,794,357

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	116,216	△38,299	△22,123	55,792	45,129	8,262,060
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△51,476
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	635,148
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△40,894
自己株式の処分	-	-	-	-	-	90,065
連結子会社株式の取得による持分の増減	-	-	-	-	-	376
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△58,633	10,126	13,393	△35,113	△1,275	△36,389
当 期 変 動 額 合 計	△58,633	10,126	13,393	△35,113	△1,275	596,830
当 期 末 残 高	57,583	△28,173	△8,730	20,679	43,854	8,858,890

連結注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

3. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結されています。当該連結子会社は、大和物産株式会社、大和自動車株式会社、大和工機株式会社、株式会社スリーディ、大和自動車王子株式会社、大和交通保谷株式会社、日本自動車メーター株式会社、大和自動車交通羽田株式会社、大和自動車交通江東株式会社、大和自動車交通立川株式会社、大和自動車交通ハイヤー株式会社の11社であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社数 0社

持分法非適用関連会社数 2社

会社名 株式会社東京四社営業委員会、北光タクシー株式会社

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないので持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結計算書類提出会社の決算日に一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
- | | |
|-----------|----------|
| 商品及び製品 | 主として総平均法 |
| 仕掛品 | 先入先出法 |
| 原材料及び貯蔵品 | |
| 燃料・油脂 | 総平均法 |
| 部品・資材・原材料 | 先入先出法 |
- ④ 固定資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
- | | |
|--------------|-----|
| 車両運搬具 | 定額法 |
| 建物・その他有形固定資産 | 定率法 |
- ただし1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|------------|--------|
| 車両運搬具 | 2年～7年 |
| 建物及び構築物 | 2年～60年 |
| 機械器具及び什器備品 | 2年～20年 |
- ロ. 無形固定資産
 （リース資産を除く）
- 定額法
 なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。
- ハ. リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- ⑤ 引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に対応する金額を計上しております。
- ハ. 株式報酬引当金
- 役員報酬B I P信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

- ⑥ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から処理することによっております。
 - ロ. 数理計算上の差異
繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。
金利スワップ
借入金の利息
資金調達取引における金利の変動によるリスクに対して金利スワップ取引によりヘッジを行っております。
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。
- ⑦ ヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
 - ロ. ヘッジ手段
 - ハ. ヘッジ対象
 - ニ. ヘッジ方針
 - ホ. ヘッジ有効性評価の方法
- ⑧ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年3月後半より乗客数減少による大幅な売上高減少となっております。当社グループにおいては、2020年4月16日より、タクシー部門で概ね50%程度の計画的供給調整（稼働タクシー車両台数の減少）を実施しております。また、当社グループ以外の各旅客運送事業者においても同様に、計画的供給調整を実施しており、翌期の当社グループ業績への影響が見込まれます。このため、固定資産に関する減損損失の計上要否の判断、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行うにあたっては、連結計算書類作成時点で入手可能な情報に基づき、翌期の第1四半期の業績は大幅に下落するものの、第2四半期以降は年度末にかけて徐々に回復していくものと仮定を置いて判断しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	14,164千円
建物及び構築物	4,103,046千円
土地	8,487,540千円
合計	12,604,751千円

② 担保に係る債務

短期借入金	240,000千円
1年内償還予定の社債	1,030,220千円
1年内返済予定の長期借入金	715,117千円
社債	674,560千円
長期借入金	4,462,187千円
合計	7,122,085千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	6,732,098千円
----------------	-------------

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 財務制限条項

当社は、シンジケートローン契約（契約日2019年12月26日）を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。

- ① 2020年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額を、2019年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ② 2020年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失（千円）
タクシー営業所	建物及び構築物等	東京都西東京市	72,024千円

当社グループは、管理会計上の区分を基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位にて資産のグルーピングを行っており、遊休資産等については個々にグルーピングしております。

上記の資産グループは、収益性が低下した資産について減損の兆候を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額については、使用価値により測定し将来キャッシュ・フローを2%で割り引いて算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,250,000	-	-	5,250,000
自己株式				
普通株式	1,119,031	2,150	48,856	1,072,325

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加は、譲渡制限付株式の無償取得2,150株によるものです。
 2. 自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分35,000株及び役員報酬B I P信託としての自己株式の処分13,856株によるものです。
 3. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式135,244株が含まれております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	16,955	4.0	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	34,520	8.0	2019年9月30日	2019年12月5日

- (注) 1. 2019年6月27日定時株主総会決議の「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金432千円が含まれております。
 2. 2019年11月13日取締役会決議の「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金1,081千円が含まれております。
 3. 2019年11月13日取締役会決議の「1株当たり配当金」には、創業80周年記念配当4.0円が含まれております。

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	17,251	利益剰余金	4.0	2020年3月31日	2020年6月29日

- (注) 「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金540千円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理の方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

また、当社の資金調達に関するシンジケートローン契約には、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金繰りの悪化により当社及び当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,545,552	1,545,552	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,116,792	1,116,792	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	400,040	400,040	-
資産計	3,062,385	3,062,385	-
(4) 支払手形及び買掛金	358,810	358,810	-
(5) 未払費用	676,558	676,558	-
(6) 短期借入金	240,000	240,000	-
(7) 社債（注3）	1,704,780	1,717,405	12,625
(8) 長期借入金（注3）	5,365,344	5,411,524	46,180
(9) リース債務（注3）	1,807,734	1,810,416	2,681
負債計	10,153,228	10,214,715	61,487
(10) デリバティブ取引（注4）	(40,608)	(40,608)	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払費用及び (6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金及び (9) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされたものは（下記（10）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（8）参照）。

金利スワップの繰延ヘッジ処理によるものは、契約を締結している取引銀行から提示された価格を使用しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額212,734千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 社債、長期借入金及びリース債務は、1年以内に期限の到来する金額を含めて記載しております。

(注4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業用施設、賃貸住宅、駐車場を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
10,766,501	13,821,244

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の評価額は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算出した金額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,110円03銭

1株当たり当期純利益 152円52銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、期末の普通株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当該信託が保有する当社株式の期末の普通株式数は135,244株であり、期中平均株式数は120,538株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年5月21日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月26日開催予定の第113期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に對し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会にかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬等の額は、2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また、2016年6月29日開催の第109期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象として、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託制度を導入すること、及び同制度においては、上記金銭報酬枠とは別枠で、信託に係る期間（連続する3事業年度）における上限となる拠出金額を200百万円とすること等につきご承認いただいております。なお、2019年8月14日開催の取締役会において、信託期間を2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度に延長しております。本株主総会では、これらの報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に對して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に對して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額50百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30千株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

1. 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
2. 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

（重要な資産の譲渡）

当社は、2020年3月11日開催の当社取締役会において、経営資源の有効活用及び財務体質の改善・強化を目的として、当社の保有する当該資産を売却することを決議し、2020年3月13日に不動産売買契約を締結いたしました。なお、2020年4月13日に物件を引き渡しております。

（1）譲渡する相手会社の名称

取引の譲渡先につきましては法人1社となりますが、譲渡先からの要請により公表を控えさせていただきます。なお、当社と譲渡先との間には、資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者として特筆すべき事項はありません。

（2）譲渡資産の種類、譲渡前の用途

譲渡資産の種類

東京都中央区銀座

土地 97.48㎡

建物 537.55㎡

譲渡前の用途

賃貸ビル

（3）譲渡日

2020年4月13日

（4）譲渡価額

本件譲渡に係る譲渡価額等につきましては、譲渡先の要望もあり、開示を控えさせていただきます。

（5）損益に与える影響

本件固定資産の譲渡に伴い、2021年3月期決算において、固定資産売却益517百万円を特別利益に計上する予定であります。

(多額な資金の借入)

新型コロナウイルスの感染拡大とその長期化の備えとして、運転資金を手厚くし、財務基盤を強固なものとするため、2020年4月以降以下の資金の借入及び資金借入枠の設定を行っております。

- (1) 借入先
取引先金融機関数行
- (2) 借入額及び借入設定枠
最大4,100百万円
- (3) 実行済金額
1,000百万円
- (4) 借入金利
基準金利＋スプレッド
- (5) 借入実行日
2020年4月30日以降順次
- (6) 借入期間
1年～10年
- (7) 担保等
無し

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

《資産の部》			《負債の部》		
科 目	金 額		科 目	金 額	
流動資産	1,708,709		流動負債	2,421,619	
現金及び預金	784,689		買掛金	106,732	
売掛金	231,742		1年内償還予定の社債	1,030,220	
貯蔵品	13,396		1年内返済予定の長期借入金	511,138	
前払費用	31,517		リース負債	26,487	
短期貸付	64,274		未払費用	23,595	
未収金	42,220		未払法人税等	203,770	
倒引当金	618,668		未払消費税	14,007	
	2,633		短期預り金	27,886	
	△80,434		関係会社預り金	65,673	
固定資産	15,591,969		前受引当金	82,295	
有形固定資産	14,192,647		賞与引当金	228,857	
建物	4,503,285		固定負債	70,956	
構築物	367,201		長期借入金	30,000	
機械器具	244,281		長期リース負債	7,135,662	
車両運搬具	6,795		繰延税金負債	674,560	
什器備品	116		退職給付引当金	4,327,666	
土地	44,502		資産除売却引当金	79,524	
リース資産	8,933,776		株式報酬引当金	1,129,238	
通信施設利用権	92,688		関係会社事業損失引当金	381,914	
ソフトウエア	45,106		その他利益剰余金	275,421	
その他の資産	33,332		株主資本	121,958	
投資有価証券	4,343		資本剰余金	53,412	
関係会社長期貸付金	6,914		利益剰余金	15,744	
倒引当金	1,354,215		繰延ヘッジ損益	76,220	
投資有価証券	361,034		負債合計	9,557,282	
関係会社長期貸付金	788,180				
関係会社長期貸付金	33,303		《純資産の部》		
関係会社の倒引当金	13,985		株主資本	7,741,462	
	25,453		資本剰余金	525,000	
	239,017		資本準備金	2,491	
	△106,759		利益剰余金	8,359,802	
			利益準備金	131,250	
			その他利益剰余金	8,228,552	
			退職積立金	197,550	
			固定資産圧縮積立金	2,900,328	
			別途積立金	1,146,000	
			繰越利益剰余金	3,984,674	
			自己株式	△1,145,831	
			評価・換算差額等	1,933	
			その他有価証券評価差額金	30,107	
			繰延ヘッジ損益	△28,173	
			純資産合計	7,743,396	
[資産合計]	17,300,678		[負債・純資産合計]	17,300,678	

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	
		資本 準備金	利益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
				退職 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	525,000	2,491	131,250	197,550	2,939,436	1,146,000	3,830,599	△1,200,696	7,571,631
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△51,476	-	△51,476
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△40,894	△40,894
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	△5,694	95,759	90,065
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	172,136	-	172,136
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	△39,108	-	39,108	-	-
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	△39,108	-	154,074	54,864	169,831
当 期 末 残 高	525,000	2,491	131,250	197,550	2,900,328	1,146,000	3,984,674	△1,145,831	7,741,462

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	75,616	△38,299	37,316	7,608,948
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	-	-	-	△51,476
自己株式の取得	-	-	-	△40,894
自己株式の処分	-	-	-	90,065
当 期 純 利 益	-	-	-	172,136
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△45,509	10,126	△35,383	△35,383
当期変動額合計	△45,509	10,126	△35,383	134,448
当 期 末 残 高	30,107	△28,173	1,933	7,743,396

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

3. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

燃料・油脂

総平均法

部品・資材

先入先出法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

車両運搬具

定額法

建物・その他有形固定資産

定率法

ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具

2年～7年

建物及び構築物

2年～50年

機械器具及び什器備品

2年～20年

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)
- ③ リース資産
- (5) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ 退職給付引当金
- ④ 株式報酬引当金
- ⑤ 関係会社事業損失引当金
- 定額法
- なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に対応する金額を計上しております。
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の翌期から処理することにしております。
- 役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
- 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財務状況等を勘案して、損失見込額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段

金利スワップ

③ ヘッジ対象

借入金の利息

④ ヘッジ方針

資金調達取引における金利の変動によるリスクに対して金利スワップ取引によりヘッジを行っております。

⑤ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当社グループのタクシー子会社及び当社ブランドの車両にて営業するタクシー各社において、2020年3月後半より乗客数減少による大幅な売上高減少となっております。当社グループのタクシー子会社においては、2020年4月16日より、概ね50%程度の計画的供給調整（稼働タクシー車両台数の減少）を実施しております。また、当社グループ以外の各旅客運送事業者においても同様に、計画的供給調整を実施しております。その結果、当社が当社グループのタクシー子会社及び当社ブランドの車両にて営業するタクシー各社から受領するブランド料の減少、子会社から受領する受取配当金の減少等、翌期の当社業績への影響が見込まれます。このため、固定資産に関する減損損失の要否の判断、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行うにあたっては、計算書類作成時点で入手可能な情報に基づき、翌期の第1四半期までの業績は大幅に下落するものの、第2四半期以降は年度末にかけて徐々に回復していくものと仮定を置いて判断しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	4,075,924千円
土地	7,589,070千円
合計	11,664,994千円

② 担保に係る債務

1年内償還予定の社債	1,030,220千円
1年内返済予定の長期借入金	511,138千円
社債	674,560千円
長期借入金	4,082,666千円
合計	6,298,584千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,983,257千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分掲記したものを除く)

短期金銭債権	641,658千円
短期金銭債務	200,847千円
長期金銭債務	309,457千円

(4) 財務制限条項

当社は、シンジケートローン契約 (契約日2019年12月26日) を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。

- ① 2020年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額を、2019年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ② 2020年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	532,857千円
営業収益	819,704千円
営業費用等	458,708千円
営業取引以外の取引高	15,657千円

(2) 抱合せ株式消滅差益 41,545千円

2020年3月30日付で当社の連結子会社でありました株式会社大和自動車教習所を吸収合併し、抱合せ株式消滅差益を特別利益として計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末株式数 (株)
自己株式				
普通株式	1,119,031	2,150	48,856	1,072,325

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加は、譲渡制限付株式の無償取得2,150株によるものです。
 2. 自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分35,000株及び役員報酬(B I P 信託報酬)としての自己株式の処分13,856株によるものです。
 3. 当期末の自己株式の株式数には、役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式135,244株が含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	2,299千円
退職給付引当金	84,334千円
賞与引当金	9,186千円
ゴルフ会員権	31,085千円
貸倒引当金	31,071千円
資産除去債務	37,343千円
固定資産減損損失	158,984千円
関係会社株式	178,649千円
その他	70,644千円
繰延税金資産小計	603,598千円
評価性引当額	△429,707千円
繰延税金資産合計	173,890千円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	1,279,383千円
その他有価証券評価差額金	13,287千円
その他	10,457千円
繰延税金負債合計	1,303,129千円
繰延税金負債純額	1,129,238千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	大和自動車㈱	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	ブランド料・整備料・ 建物他の賃貸(注)1	166,975	売掛金及び 未収入金	333,038
子会社	大和自動車交通 ハイヤー㈱	所有 直接100%	役員の兼任	ブランド料・整備料・ 建物他の賃貸(注)1	301,649	-	-
子会社	大和自動車交通 江東㈱	所有 直接100%	役員の兼任	ブランド料・整備料・ 建物他の賃貸(注)1 資金の預り 資金の返済	285,452 5,456,958 5,602,287	- 関係会社 預り金	- 164,279
関連会社	信和事業協同組合	所有 間接20.7%	役員の兼任 タクシー関連 業務の委託	業務委託費の 支払(注)2	249,600	買掛金	66,220

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

- (注) 1.ブランド料については、子会社の売上高に一定の料率を乗じて決定しております。また、整備料については市場の実勢価格等を参考にして価格を提示し、決定しております。建物の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、賃貸料金額を決定しております。
2.業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、協議の上決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,853円52銭

1株当たり当期純利益 41円34銭

- (注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬B I P信託が保有する当社株式を、期末の普通株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当該信託が保有する当社株式の期末の普通株式数は135,244株であり、期中平均株式数は120,538株であります。

11. 企業結合に関する注記

(完全子会社の吸収合併)

2020年3月30日付で当社子会社でありました株式会社大和自動車教習所を吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業内容

名称：株式会社大和自動車教習所

事業の内容：自動車運転教習業(2010年1月31日付で閉鎖)

② 企業結合日

2020年3月30日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社大和自動車教習所を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業名称

大和自動車交通株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、合併により経営資源の集中による業務の効率化を図ることを目的として、当社の完全子会社である株式会社大和自動車教習所を吸収合併することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

12. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

連結注記表をご参照ください。

(重要な資産の譲渡)

連結注記表をご参照ください。なお、個別での(5) 損益に与える影響は512百万円となります。

(多額な資金の借入)

連結注記表をご参照ください。なお、個別での(2) 借入額及び借入設定枠は最大4,000百万円、(3) 実行済金額は900百万円となります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月18日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 浩明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月18日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 浩明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月22日

大和自動車交通株式会社 監査役会

常勤監査役 大野 保明 ㊟

監査役 鐵 義正 ㊟

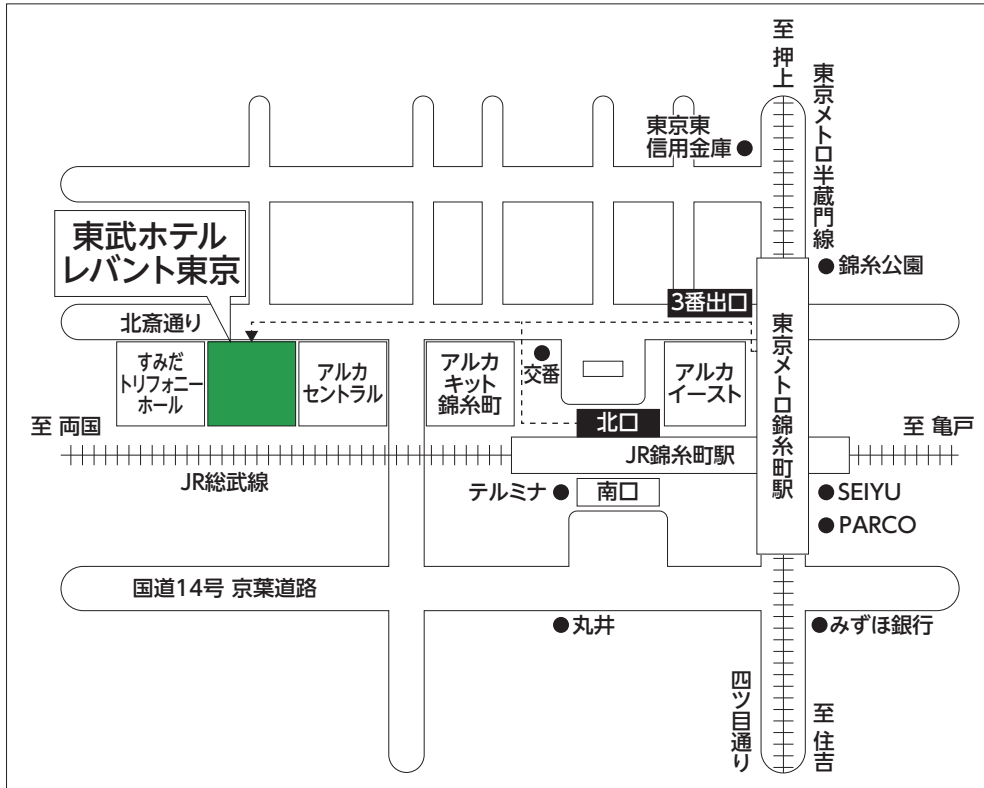
監査役 若槻 治彦 ㊟

(注) 監査役鐵義正、若槻治彦両氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会継続会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 3階 「龍田」
電 話 03 (5611) 5511



最 寄 駅

J R 総武線 錦糸町駅北口ロータリーを出て北斎通りを両国方面へ徒歩3分。

東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅3番出口より北斎通りを両国方面へ徒歩3分。

◎ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませよう
お願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。